

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラバレーボール協会（以下「本協会」という。）が、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、本協会の、公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 本協会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 本規程に基づき情報公開の対処資料を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、第1条に定める目的に則して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないように努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 本協会は、公開する情報及び公開の対象となる者に応じ、公告、公表、資料の事務所備え置き及びインターネットを利用する方法により情報を公開するものとする。

(公告)

第5条 本協会は、法令の規定に従い、貸借対照表を定時社員総会終了後遅滞なく公告を行うものとする。

2 前項の公告については、本協会定款第41条に定める方法によるものとする。

(資料の事務所備え置きと公開)

第6条 本協会は、法令の規定に従い、別表1に掲げる帳簿及び計算書類等（以下、「資料」という。）を主たる事務所に常時備え置き、正当な理由に基づき公開を求める者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

2 別表1の資料につき、法令または本協会の定める文書取扱規程において備え置き期間の定めがある資料については当該備え置き期間分の資料を、備え置き期間の定めがない資料については当該最新の資料を備え置き、公開する。

3 別表1の資料は、資料ごとの「閲覧対象者」欄に表示された者に対して公開する

(閲覧場所及び閲覧日時)

第7条 本協会の備え置きの対象とする資料の閲覧場所は、本協会主たる事務所内の事務局とする。

2 閲覧の日は、本協会の休日以外の日とし、閲覧の時間は業務時間内の午前10時から午後4時までとする。

3 前項の定めにかかわらず、本協会は、正当な理由があるときは閲覧対象者に対し閲覧日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第8条 閲覧対象者から別表1に掲げる資料の閲覧等の申請があったときは、以下の通りに取り扱うものとする。

- (1) 閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧(謄写)申請書が提出されたときは、閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。
- (3) 閲覧した者ないし謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、原則として謄写に要する実費は当該希望者の負担とする。

(インターネットによる情報公開)

第9条 本協会は、第5条ないし第6条の規定による情報公開のほか、広く一般に対しインターネットを利用した情報公開を行うものとする。

- 2 前項の規定による情報公開に関し必要な事項及びその内容、方法の詳細は代表理事が理事会の議決を持ってこれを定めるものとする。

(非公開資料等)

第10条 本規定第2条に定める資料のうち、次の各号のいずれかに該当する情報を含む資料は、原則として非公開とする。

- (1) 法令等の規定により、公開することが出来ない情報
 - (2) 個人情報
 - (3) 本協会以外の者に関する情報であって、公開することによりその者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報
 - (4) 本協会内部又は本協会と本協会以外の者との間における協議、検討等に関する情報であって、公開することにより率直な意見交換又は適切な意思決定を損なう恐れがあると認められる情報
 - (5) 本協会の事務又は事業に関する情報であって、公開することにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生ずる恐れがあると認められる情報
 - (6) 本協会の要請を受けて、本協会以外の者から、公にしないとの条件で提供された情報
- 2 閲覧ないし謄写の申請にかかる資料の一部に前項各号の非公開情報が含まれている場合において、非公開情報の部分を容易に区分して除くことができる場合は、当該部分を除いた部分につき閲覧ないし謄写に供するものとする。
 - 3 代表理事は、閲覧ないし謄写の申請に係る資料の全部又は一部を非公開とする場合は、申請者にその旨を通知するものとする。
 - 4 前項の場合において、申請者から求めがあった場合は、書面により通知するものとする。

(その他)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

- 2 この規程の改廃は、理事会の議決による。

別表 1

書類の名称	閲覧対象者
定款	正会員及び債権者
会員名簿	正会員
役員名簿	正会員及び債権者
計算書類等（各事業年度の計算書類 ・事業報告・附属明細書・監査報告）	正会員及び債権者
社員総会議事録	正会員及び債権者
理事会議事録	正会員及び債権者
事業計画書	正会員及び債権者
収支予算表・助成金報告書	正会員及び債権者
会計帳簿及びこれに関する資料	正会員総数の議決権の10分の1以上の議決権 を有する正会員